

## 教育制度としての大学入試

佐々木 享  
(名古屋大学)

私の報告は、日本教育学会に設けられた入試制度研究委員会の中の歴史部門からの報告であります。大会プログラムにありますように、大会におけるこの委員会からの報告は4回目ですが、36回大会、37回大会では歴史部門からの研究報告は行なわれませんでした。大会での歴史部門からの報告は“入試制度の歴史的吟味”と題した、35回大会の寺崎会員の報告につづく2度目のものであります。この間の歴史部門の研究活動の一部は、研究委員会の総会や、昨78年12月9日に開かれました大学入試制度問題シンポジウムに於て報告、討論されており、それらの要旨は、『入学試験制度の教育学的研究』第4集、(1978年10月)や『大学入試制度問題シンポジウム』(1978年12月)と題した冊子に収録されています。

この報告は以上のような経過をふまえたものでありますが、歴史部門の共同研究体制が必ずしも十分なものではありませんでしたので、以下の報告の内容上の責任は、もっぱら私に帰せられることをおことわりしておきます。

なお、この報告では、戦後日本の入試制度全般を扱うのではなく、大学入試制度の問題を検討したいと思います。また、選抜方法の一環でありますところの学力検査の内容・方法の是否<sup>(1)</sup>という問題ではなく、大学入試制度を高校教育と大学との学校体系上の接続関係という視角から検討してみたいと思います。

はじめに、戦前の入試制度の若干の特徴について述べます。戦前の多くの入試制度の中で、戦後の大学入試制度と対比する意味があるものは、旧制大学の入試制度ではなく、旧制の高等学校、大学予科、あるいは専門学校の入試制度であるように思います。

旧制高等学校、大学の予科は形式的にも実質的にも、大学学部の予備課程でありました。大学学部、高等学校がそれぞれ複数ありましたために、大学学部進学に際して入学者の選抜が行なわれたことはありましたが、大学入試制度が社会的な問題になる基盤は、基本的には存在しなかったといえると思います。

寺崎会員は、78年12月のシンポジウムにおける報告の中で、戦前の入試制度について次のように述べています。<sup>(2)</sup>

『『国家1須要』にこたえる帝国大学を頂点にし、その下に、これと直結した旧制高等学校を配し、それにつらなる府県立中学、有名私立中学といった進学ルートが生まれ、それが学校体系ピラミットの中心をつらぬく明確な軸になる。私立の専門学校や女子のための高等女学校、さらに、実業学校や師範学校などは、次第にその外がわにおしやられる。いったんそうした「傍系」ルートに入った者は、どんなに能力があってもピラミットの頂点には進めない。すなわち、『国家1須要』という中心点から、同心円を描くように、しかし段差をもつてさまざまな学校が配置

される、という事態が生まれたのである。

そのような学校制度の構造は、ほぼ1900年代のはじめの10年間(明治33・34年から明治末あたりまで)に完成した。官庁や企業も、このピラミット型の学校から供給される人材を、待遇上の格差をつけて採用するようになる。それが国民の進学意識にも直ちに反映し、『上級学校入試』<sup>1)</sup>は特定官立大学・高校・専門学校への入試競争が、1870年から80年代と比較にならないほどの深刻さをもって激化してくる。学歴主義と結合した能力主義がここに生まれてきた。

高等教育における官民格差、ピラミット型学校配置を基盤とする学歴主義、特定校への進学者の集中と卒業生のキャリア・パターンの固定化。今日の日本社会の入試制度の弊害をうみ出すもろもろのことがらが、その原型を揃えるのはこの頃であったと思う<sup>2)</sup>。

こうして、入試問題の激化をもたらす学校制度と社会の構造がほぼ完成したとされる1900年代の学校体系を、学校間の接続関係という点からみれば、国民教育制度としての小学校から進学準備校としての中学校<sup>(3)</sup>への進学、及び、中学校から高校あるいは専門学校への進学、それらの入学難が固定化し定着してきたことがわかります。

これら、進学体制の基軸となっていたのは、中学校と高校あるいは専門学校との接続関係であり、この接続関係は高等教育が拡張されても基本的には変らなかったと思われます。

専門学校令に基づいて1903年に制定された専門学校入学者検定規定と、この専検合格者の進学の道は、戦前入試制度の特徴を法制面から端的に示すものでありました。専検は、一般的には、いわゆる傍系学校に学ぶ者に進学の道を開く制度として理解されてきましたが、それは反面で中学校以外のもろもろの学校のそれぞれが、どのような意味で傍系であるかを確定する制度であった、ということができるようになります。

専検の制定とその無試験検定指定校の拡張、高等学校高等科入学資格試験規定の制定、実業学校卒業程度検定規定の制定等によって、いわゆる傍系のうちでも進学しうる範囲は次第に拡張されてきました。しかし、高等学校・大学予科・専門学校の入学者の選抜のきめ手となっていた学力検査は、一貫して中学校卒業、あるいは、同4年修了程度を基準として実施されてきました。

繰り返しになり、ある意味では周知のことではありますが、戦後の大学入試制度と対比した場合の戦前の高専の入試制度の特質は、進学準備教育を目的としている中学校からの進学のみを正系としていたこと、また、従って入学者選抜のきめ手となる学力検査が、もっぱら中学校教育のみを基準として実施されていたこと等にあった、ということができると思います。

戦後の日本においても、大学に進学する学生を大学が選抜することは、大学の個有の機能の1つであると理解されており、このことは、法制的にも確認され、実際にも大学入試は、各大学が独自に実施しています。しかし、独自に、というのは、何の制約もなくという意味ではなく、高校及び大学の学校体系上の位置と、それによって規定される学校体系上の高校・大学の接続関係という枠組の範囲内で独自に実施されているわけです。

このような意味での高校——大学の接続関係の特徴は、大学入試の実施方法の細目の基準とされている、毎年の大学入学者選抜実施要項に示されていると考えることができます。ところで、

高校——大学の接続関係の枠組みは学校体系、すなわち、6,3,3,4制が基本的には変わらないにもかかわらず、その実態は時期を経るに従って少しずつ変化してきました。

そこで、ここではまづ、戦後の学校体系がつくりだした、高校——大学の接続関係の基本的な特徴を述べ、ついで、その現状について述べます。

まづ、戦後教育改革によって、いわゆる、6,3,3,4の学校体系がつくりだされましたので、同時に、この体系に見合っ、小一中、中一高、高一大、のそれぞれについて特有の接続関係が設定されました。中一高、高一大の接続関係は、それぞれの特質にふさわしい形で高校入試制度、大学入試制度を実施することを要請していると考えられます。

ところが、この接続関係は、小・中・高・大学の、それぞれの教育それ自体ではありませんから、学校教育法等においても明文では表現されていないように見えます。すなわち、みえにくいわけであり、入試問題に対する社会的な関心が高いのに比べて、また、選抜方法についての研究が多いのに比べて、接続関係、あるいは、入試制度についての教育学的研究が少ない理由の1つがここにあるように思われます。

高校—大学の接続関係の特徴づける最も重要な事柄の1つは、高校教育が下から構築された国民教育制度の重要な構成部門であり、単一の学校制度であることであり、その高等学校卒業という資格が、大学入学の基本的要件とされていることです。すなわち、高校教育には全日制があり定時制があり、普通学科があり、各種の職業学科があります。戦後の学校体系では、それらすべてが等しく高校教育という中等教育であるとされ、そのいづれの課程、学科を卒業しても、等しく大学入学資格を与えられています。ここで等しくというのは、中学校の他、公、私の実業学校卒業生等にも高専の入学資格を与えながら、実際には中学校の卒業生とその他の学校卒業生とを制度的に差別的に扱っていた旧制度の接続関係のような差別的な扱いが学校制度上認められていないことを指しています。

従って、毎年の大学入学者選抜実施要項に掲げられている、いわゆる、大学入試制度の基本原則<sup>\*</sup>の第3項が、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする、と述べていることの意味は、大学入試を上述の高校—大学の接続関係の要請によって実施すべきことを示唆しているものと解されます。

\* 1970年度以降の「大学入学者選抜実施要項」では、「大学入学者の選抜は、①大学教育を受けるにふさわしい能力と素質のあるものを、②公正かつ妥当な方法で選抜するように実施するとともに、③入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする」とされている。①②③は引用者がくわえたもの。1969年度入試までは、①と②の順序が逆になっていた。<sup>(4)</sup>

以上に述べましたことは、高校教育が大学の直下の教育機関でありながら、旧制高等学校と異って、進学準備機関ではないこと、換言すれば、大学は高等学校に続く機関でありながら、旧制度と異って自己の予備課程をもたないことを意味します。ここに教育制度としての戦後の大学入試制度の難しさがあるように思われます。<sup>\*</sup>

\* 戦後の初期から1954年度入試まで実施された進学適性検査は、学習到達度をはかるうと

する個別大学の学力検査とは別に、大学における「教育可能性、あるいは学習可能性」を推測しようという意味をもっていたといわれる<sup>(5)</sup>。学力検査の成績は受験者の履修した学科に大きく左右されるが、進学適性検査は履修学科に左右されないものを測ろうとしていたとみられるので、その意味では、進学適性検査は、大学入試を高校—大学の接続関係に対応させようとする意味をふくんでいたとみることができる。

戦後30年を経過した今日、学校体系をみますと、61年に高専がつくられましたが、学校体系は基本的にはなお変わっていないと考えられます。その意味では、学校体系上の高校—大学の接続関係もまた、基本的には変わっていないといえることができます。

例えば、定時制課程の卒業生も、職業学科の卒業生も戦前とは違って、少なくとも形式的には大学入学資格の面では差別的な扱いを受けていません。しかしながら、この30年の間に、高校—大学の接続関係の実質は大きく変化してきました。変化の要因としては、高等学校学習指導要領等の高校教育政策、大学入学者選抜実施要項の改訂にみられる大学入試の実施細目の基準の改訂、さらに、さまざまな形で大学間格差を放置し、助長する大学政策、これらの全体を貫いている学歴主義と能力主義等をあげることができます。

ここでは、これらの要因のうち他の要因に比べますと、あまり注目されてこなかったように思われる高校課程政策面での関係でみた、高校—大学の接続関係の変化について述べます。

大学入学者の選抜が、推せん入学、実技試験、面接等、いわば例外的な選抜方法を別としますと、大部分、特に国・公立大学はそうでありますが、学力検査の結果を決め手としていることはよく知られています。ところで、学力検査の教科、科目の種類や各科目の範囲や、水準等、学力検査の出題基準は基本的には高校学習指導要領に規制されていますので、戦後の大学入試制度の歴史は、学力検査のあり方という点に注目すれば、高等学校学習指導要領の改訂に対応して区分することができます。

この戦後の大学入試制度の概略は、別に述べたことがありますのでそれに譲りまして、ここでは、高等学校学習指導要領の1955年改訂を両期として、その改訂の主旨を一層徹底させた60年改訂を経て、高校の教育課程が変化したことに対応して、高校と大学の接続関係に重要な変化もたらされたことに注目したいと思います。

すなわち、55年改訂で高校の普通科の教育課程に、進学向、就職向のコースが設定されたこと、60年改訂ではその主旨を一層徹底させて、国語・社会・数学・理科・外国語のうち、大学入試の学力検査科目となる重要な科目については、大学進学希望者向、いわゆる、B科目、乙科目と就職希望者向、いわゆる、A科目、甲科目との区分を設けたこと及びこれに従って、A・B及び甲・乙の区分のある科目については、B科目、乙科目を学力検査科目とすることにされたことがそれであります。

また、さらに大学に対して学力検査科目を指定することを認める処置がとられました。その結果、高校については、普通科の中に大学進学準備課程が復活したわけではありますが、これは高校教育観の重大な転換でありました。同時に、高校—大学の接続関係という点からいえば、入試の決め手となる学力検査科目という点で普通科の就職コースや職業学科は、大学とは直接にはつな

がらない、少なくとも著しく不利になるという結果をもたらすことになりました。

このような教育課程政策が、B科目や乙科目は能力のある者だけが選抜すべきものであって、誰もが選抜すべきものではないという、能力主義教育政策に裏うちされていたことにも留意しておく必要があると思います。

他方、早くも1950年代から始った公立高校の学区拡大の動きが、高校の受験競争を激化させ、いわゆる、有名大学への進学率を有力な指標とした有名受験校を復活、拡大したことはよく知られています。

このような政策がとられたからといって、いわゆる、ランクの低い高校、就職コース、あるいは、職業学科を選んだ者、ないし選ばされた者には、大学進学之道が完全に閉ざされてしまったというわけではなく、学校体系上の接続関係としては開かれている。実際にも、いわゆる、低いランクの大学、短期大学ならば進学する道が開かれています。

こうして、今日の高校・大学の接続関係は形式上きわめて解放的であり、実質的にははなはだ差別的な構造をもって、中学生・高校生の前に存在しており、これが今日の青年の進路選択の前に立ちほだかっていると考えられるわけであります。

学校体系が要請する高校—大学の接続関係は、本来、複雑な進学制度を要請しているといわなければなりません。ここ数年、この点に注目されて、ようやく大学入試をめぐる教育学的研究が始められたわけでありますが、今こそ、高校・大学の接続関係にふさわしい、また、青年の人生選択の可能性を豊かにするような、大学入試改革を含む進学制度改革が求められている、というふうに思われるわけです。

以上で私の報告を終わります。

#### (注)

- (1) 拙稿「大学入学試験制度に関する一考察——高校・大学の接続関係を中心に」、日本教育学会入学試験制度研究委員会『入学試験制度の教育学的研究』第4集、1978年10月、および、拙著『高校教育の展開』大月書店、1979年、180ページ以下を参照。
- (2) 寺崎昌男「入試制度の歴史的背景」、日本教育学会入試制度研究委員会『大学入試制度問題シンポジウム——青年の人生選択と大学入試』1978年12月、3ページ。
- (3) 阿部重考『学校教育論』教育研究会、1930年、79—80ページ、同『教育改革論』岩波書店、1937年、321ページ(明治図書版、211ページ)。なおこの点については、拙著『高校教育論』大月書店、1976年、の103ページの注(14)及び(16)を参照。
- (4) 拙稿「大学入試制度と高校教育」『教育』1979年6月号、7月号を参照。
- (5) 寺崎昌男「戦後大学改革当時における大学と高等学校との関係」、前掲『入学試験制度の教育学的研究』第4集、114ページ。なお、拙著『高校教育の展開』200—202ページ参照。
- (6) 『高校教育の展開』185—192ページ。

(7) 安達健二『中等教育の基本問題』帝国地方行政学会，1963年，55ページ。